

# 令和2年度 赤い羽根共同募金 『ささえあい活動支援』助成の募集について

募集期間：令和元年11月1日（金）～  
令和2年1月24日（金）  
実施機関：社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会



## 助成の趣旨

誰もが安心して暮らせ、夢のある地域社会は、公的な制度の充実だけではなく「住民が主体となったささえあい活動」の充実が不可欠です。

そこで、伊予市社会福祉協議会では、毎年、地域の皆さまからお寄せいただく「赤い羽根募金」を財源に、住民組織やボランティア団体等が実施する様々な地域福祉活動等を支援するとともに、従来の福祉の領域にとらわれない地域性を重視した、きめ細やかな住民主体の先駆的・開発的な活動を発掘・育成するために、公募による助成を実施します。

## 助成の内容

### 1.助成対象団体

伊予市内において、福祉または福祉関連活動を行う住民組織やボランティアグループ、地域福祉団体。但し、過去3年間助成したグループや団体は助成の対象外となります。

- (注1) 個人の活動は対象となりません。
- (注2) 住民組織とは、自治会、町内会、愛護班、老人クラブ、などの地域に根ざした組織をいいます。
- (注3) ボランティアグループとは、いろんな人と手をつないで誰もが豊かに暮らせる地域社会を目指して「自分のできること」を考えて活動するグループをいいます。
- (注4) 地域福祉団体とは、地域において児童、障がい者、高齢者などを対象に活動を行っている団体をいいます。

### 2.助成対象活動

誰もが安心して暮らせ、夢のある地域社会を実現することにつながる次のいずれかに該当する活動に対して助成します。

- (1) 「豊かで夢のある生活」を目指す活動
- (2) 「みんなで支えあう暮らし」を目指す活動
- (3) 「地域福祉サービスの充実」を目指す活動

(注1) 次のいずれかに該当するものは助成の対象としません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 伊予市に活動拠点をもっていない団体及びグループ
- ③ 宗教的または政治的宣伝意図を有する活動

- ④サークルや趣味の会が会員の親睦を目的として行う活動
- ⑤公序良俗に反する活動
- ⑥当該活動について、行政からの助成を受けているもの
- ⑦当助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が行えるもの
- ⑧その他、伊予市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が非該当と認められたもの

### 3.助成金額等

- (1) 地域福祉活動：(住民が安心・安全に生活できる地域づくり活動)
  - 実施しようとする活動経費の3/4以内で1団体10万円を上限とします。
- (2) 施設整備活動：老人施設を除く社会福祉施設、更生保護施設、民間作業所の備品・機器の整備
  - 概ね5万円以上50万円以下の整備活動で、実施しようとする整備活動の3/4以内、1整備30万円を上限とします。

※但し、助成総額は、助成を受ける前の年度の赤い羽根募金実績額に沿って愛媛県共同募金会伊予市支会が定めるため、上記助成額を基本としますが、申請状況等により変動する場合があります。

(注1) 詳しくは、4ページの赤い羽根共同募金「ささえあい活動支援」助成基準をご参照ください。

### 4.助成期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に実施する活動に対して助成します。

### 5.助成金の使途内訳

会場借上費、印刷費、消耗品費、通信運搬費など活動に必要な経費及び社会福祉施設等の備品・機器の整備のために必要な経費とします。

なお、人件費、飲食費、会員の研修旅行費等は、対象となりません。

(注1) 詳しくは、助成金費目一覧をご参照ください。



### 審査選考

助成の審査選考は、共同募金運営委員会において、次の選考基準に基づいて行い、可否については、3月下旬ごろに文書にてお知らせします。

- (1) 地域貢献性 住みよい地域を実現するもの。
- (2) 独創性 地域固有の課題に対して独自の視点で取り組もうとするもの。
- (3) 実現性 計画の意図や内容が実現可能なもの。
- (4) 発展性 助成後の活動発展及び波及効果が予想されるもの。
- (5) 妥当性 費用の使途及び金額が活動の内容からみて適切であるもの。

## その他

助成を受けた団体等は、本会が指定する方法で「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを活動の中で明示していただきます。

助成を受けた団体等は、活動完了後 1 ヶ月以内に実績報告書を本会に提出していただきます。

(注1) 本会会長は、助成を受けた団体等が、次のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全部の返還を求めることができます。また、活動報告により、余剰金が生じたときは、速やかに本会会長に返還しなければなりません。

- ①虚偽の申請で助成を受けた場合。
- ②助成の対象とならない費用の支出が認められた場合。
- ③その他、本会会長が必要と認めた場合。

(注2) やむを得ず活動内容の変更又は廃止する必要があるときは、助成活動変更・廃止承認申請書を本会会長に提出しなければなりません。

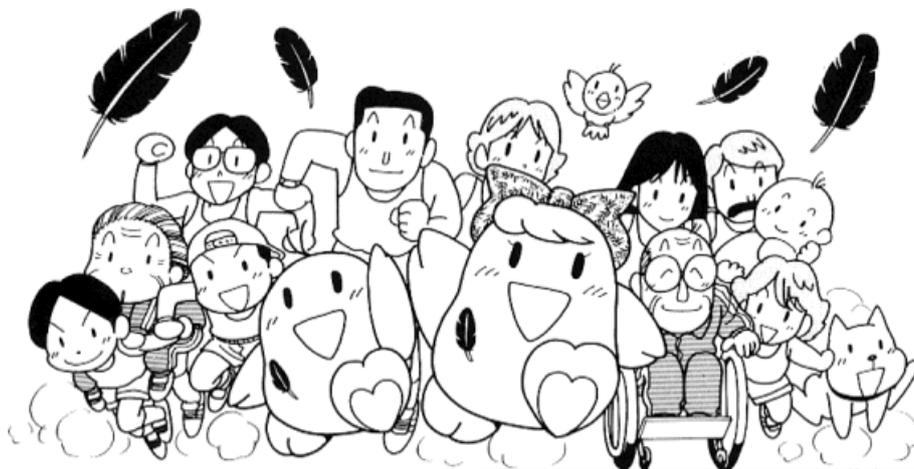
(注3) 本会が必要と認めたときは、活動の実施途中及び完了後にかかわらず、活動の範囲内で調査を行います。

## 応募方法

赤い羽根共同募金「ささえあい活動支援」助成金交付申請書に必要な事項を記入し、伊予市社会福祉協議会事務所にご持参ください。

提出先 及び 問い合わせ先

〒799-3127 伊予市尾崎 3-1 伊予市総合保健福祉センター 2階  
担当 田中  
TEL 982-0393 FAX 982-0394



赤い羽根共同募金「ささえあい活動支援」  
助 成 基 準

助成内容		助成額
地域福祉活動	<p>住民が安心・安全に生活できる地域づくり活動。</p> <p>地域福祉活動を推進する住民主体の様々なボランティア活動や、従来の福祉にとらわれない新しい分野にかかる先駆的・開拓的福祉活動を発掘・育成する活動。</p>	<p>実施しようとする活動に係る経費の3/4以内とし、1活動10万円を限度とする。</p>
施設整備活動	<p>老人施設を除く第一種・第二種社会福祉施設（※1）、更生保護施設、民間作業所（利用者数が5名以上かつ、1週間の作業日数が3日以上）の備品・機器の整備。</p>	<p>【施設における備品・機器の整備に係る総費用が概ね5万円以上50万円以下の整備活動】総費用の3/4以内とし、1整備30万円を限度とする。</p>

※1 第一種社会福祉施設

社会福祉施設のうち、公共性の特に高い施設で、援護を要する人を収容して生活の大部分を営ませるなど、個人の尊重に重大な関係を持つことを行う社会福祉施設。国・地方公共団体又は民間では社会福祉法人が経営する施設。

第二種社会福祉施設

第一種社会福祉施設以外の社会福祉施設で、社会福祉の増進に貢献する施設。

※2 助成総額は、助成を受ける前の年度の赤い羽根募金実績額に沿って愛媛県共同募金会伊予市支会が定めるため、上記助成額を基本とするが、申請状況等により変動する場合があります。



## 助成金費目一覧

費 目	説 明
諸 謝 金	講師や外部協力者に対する謝金など
旅費交通費	スタッフや講師、外部協力者の出張に伴う交通費など
賃 借 料	会場、備品及び器具等の賃料など
資料購入費	テキスト及び図書の購入費など
保 険 料	ボランティア保険などの保険料
広 報 費	広告料、ポスター、パンフレット作成費用など
印刷製本費	書類・諸用紙・関係資料の印刷及び製本、コピー料など
研 修 費	参加費、入場料など
通信運搬費	電話・ファックスの使用料及び切手代・葉書代などの通信運搬に要する費用
消 耗 品 費	事務に必要な用紙・文房具・原材料などの消耗品
給 食 費	食材料費など
備品購入費	1万円以上の備品を購入する場合の費用

※ 人件費、飲食費、会員の研修旅行等は対象となりません。

※ パソコン・ビデオカメラ等汎用性のある事務通信機器は対象となりません。

※ 備品購入費は、カタログ、見積書を添付してください。

